

96号事件

第1 審査会の結論

- 1 平成28年12月28日付けの「一村総持の代表登記者子孫との交渉にかかるすべての文書。(伺書、協議録、出張記録簿等を含む)」の協議録についての非開示決定は取り消す。以下の部分を除いては、開示すべきである。

- ・非開示部分…「出席者」中の相手方(=地権者)名、「相談内容」中の地権者のコードナンバー、地権者と市側の会話の内容すべて

- 2 平成29年1月25日付け部分開示決定は取り消す。以下の部分を除いては、開示すべきである。

- I 「平成20年2月8日付け他の小野山に存する落ち武者の墓について小野山東自治会長外に聴き取り調査したことにかかるすべての文書」について

- ・非開示部分…「出席者」中の「相手方」欄に記載されている小野山東自治会長以下同自治会の役員及び個人の名前、「相談内容」中の地権者のコードナンバー、出席者と市側の会話の内容すべて

- II 「登記嘱託の手続き文書」について

- ・非開示部分…登記事項証明書中、「後見開始の裁判」の表示の各項目の右側に記載された部分、「成年被後見人の表示」の表示の各項目の右側に記載された部分、「成年後見人」の表示中の各項目の右側に記載された部分
印鑑登録証明書4通中、いずれも登録印鑑の印影、登録者氏名、生年月日、性別、住所

- 3 その余についての実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求人の審査請求理由の要旨

- 1 審査請求人は、平成28年12月20日、実施機関に対し、以下の文書の開示を求めた。
 - イ 平成20年2月8日付け他の小野山に存する落ち武者の墓についての小野山東自治会長外に聞き取り調査したことにかかるすべての文書
 - ロ 一村総持の代表登記者子孫との交渉にかかるすべての文書(伺書、協議録、出張記録簿等を含む)
 - ハ 登記嘱託の手続き文書

2 実施機関の対応

- ① イについて、平成 28 年 12 月 28 日公文書決定期間延長通知を出し、平成 29 年 1 月 25 日、「部分開示」されたが、すべてが黒塗りであった。
- ② ロのうち、「出張記録簿」については、平成 28 年 12 月 28 日、不存在を理由とする非開示決定がなされた。また、「協議録」は同日、個人識別情報であるとして公文書非開示決定された。
- ③ ハについては、同日イ同様決定期間延長通知を出し、平成 29 年 1 月 25 日、部分開示された。

3 本件審査請求

審査請求人は、平成 29 年 1 月 4 日、審査請求をなした。その時点では、まだ実施機関は、イおよびハについて、開示の可否の決定をしていなかったが、平成 29 年 2 月 22 日に審査委員会が開催され、その時点までに平成 29 年 1 月 25 日付け部分開示決定がなされており、審査請求人は、審査委員会に対し、意見書を提出しており、その中で同日付けの部分開示決定に対する意見を提出しているため、審査請求の対象は、同日付け部分開示決定をも含むものとする。

審査請求人の審査請求の理由(平成 29 年 2 月 22 日付に記載された理由をも含む)は、要約すると以下のとおりである。

- ① イ、ハについて、決定期間が延長されたが、実施機関の所長が御用納め日（12 月 28 日）に休んだためで延長の合理的な理由がない。
- ② イについて、すべて黒塗りとするのは不当である。
- ③ ロについて、すべて非開示とするのは不当である。
「出張記録簿」「協議録」は、一村総持の代表登記者の子孫が遠方にいるため、不存在はありえない。
- ④ ハについては、法務局で容易に知りうる公開情報も黒塗りとしており、不当である。

4 実施機関の弁明

- ① イ、ハについて、決定期間の延長をなしたのは、文書の内容が複雑であったためであり御用納めの日には休んだのは事実であるが、そのためではない。
- ② イについて、すべて黒塗りにしたのは、情報公開条例 6 条 2 号、5 号、6 号及び 7 号に基づく。
- ③ ロのうち、協議録について、非開示としたのは、すべて個人に関する情報であり、情報公開条例 6 条 2 号に該当するからである。「出張記録簿」は存在しない。
- ④ 登記嘱託の手続き文書について部分開示としたのは、情報公開条例 6 条 2 号、4 号に該当する情報が含まれるからである。

第4 審査会の判断

1 期間延長決定について

開示請求があった場合、当該請求があった日から起算して15日以内に開示するかどうかの決定をしなければならないが、本件開示請求がなされたのが12月20日であり正月休みにかかること、開示請求を受けた文書の一部については12月28日に決定をなしており、決定期間が延長されたのは一部であること、専門家に問い合わせを行っていたこと等の事情から、30日間の期間延長が妥当性を欠くとは言い難い。よって、この点に関する実施機関の判断は妥当である。

2 平成28年12月28日付けの非開示決定について

1) ロの一村総持の代表登記者子孫との交渉にかかるすべての文書の「協議録」は文書自体が非開示とされた。その理由は、すべて個人に関する情報であり、情報公開条例6条2号に該当するからであるという。

しかしながら、文書自体非開示とされた「協議録」とは、いずれも「仮換地供覧面談記録簿」（7通）であり、「相談年月日、時間」「相談場所」「出席者」－相手方（＝地権者）、桑名市の各出席者の記載ができるようになっている－の各項目が記載された上で、「相談内容」の記載がなされているものである。電話でやり取りが行われた場合は、「相談場所」の項目に「電話にて」の記載がある。「相談内容」欄には、冒頭に「（氏名コード：No. ××）と地権者の番号が打たれ、地権者の発言は○、市側の発言は●が付された上で記載されている。また、「仮換地供覧面談記録簿」という表題の上の部分、記録簿の作成者名が記され、上司らが確認印を押印する欄となっている。

上記各項目のうち、「出席者」中の相手方（＝地権者）名、「相談内容」中の地権者のコードナンバー、地権者と市側の会話の内容は、個人に関する情報であり、非開示とすることは是認できる。

しかしながら、それ以外は、個人情報ではない。とりわけ、表題の上にある確認印を押す欄は、公務員が職務の遂行をなしたことを示す部分であり、公開しなければならない。出席者中の市側の出席者名も同様である。また、相談年月日、時間、相談場所については、個人識別情報ではなく、当該記録簿の成立の真正さを担保するためにも開示すべきである。

よって、これらの仮換地供覧面談記録簿について、文書自体を非開示とした平成28年12月28日付け非開示決定は取り消しを免れない。

2) ロのうち「出張記録簿」の不存在を理由とする非開示について

一村総持の代表登記者子孫との交渉にかかる文書である「仮換地供覧面談記録簿」によると、遠方の地権者とやりとりは電話で行われており、出張記録簿がないことは首肯できる。よって、この点についての実施機関の判断は妥当である。

3 平成 29 年 1 月 25 日付け部分開示処分について

1) イについて

小野山東自治会長他に聞き取り調査したことにかかるすべての文書として存在するのは、平成 20 年 2 月 8 日付けの「地権者相談記録簿」（1 通）だけであるが、この地権者相談記録簿は、全面黒塗りとなっている。

実施機関はその理由を、情報公開条例 6 条 2 号、5 号、6 号及び 7 号に基づく、と主張している。

しかしながら、全面黒塗りとされた文書は、「地権者相談記録簿」であり、「相談年月日、時間」「相談場所」「出席者」－相手方、桑名市側の項目に分かれている－の各項目が記載された上で、「相談内容」の記載がなされているものである。「相談内容」欄には、冒頭に「(氏名コード：No. ××)と地権者の番号が打たれ、地権者側の発言は○、市側の発言は●が付された上で記載されている。また、「地権者相談記録簿」という表題の上の部分、記録簿の作成者名が記され、上司らが確認印を押印する欄となっている。

上記各項目のうち、「出席者」中の「相手方」欄に記載されているのは、小野山東自治会長以下同自治会の役員及び個人の名前であるが、個人はもとより、自治会自体は任意団体であり、自治会長以下の役員は公職にあるとは言い難いため、個人名は個人情報であり非開示が妥当である。また、「相談内容」中の地権者のコードナンバー、出席者と市側の会話の内容は、個人に関する情報であること、自治会と実施機関との信頼関係により事情聴取がなされていること、実施機関の意思形成過程の情報であることから、非開示とすることは是認できる。

しかしながら、それ以外は、個人情報ではない。とりわけ、表題の上にある確認印を押す欄は、公務員が職務の遂行をなしたことを示す部分であり、公開しなければならぬ。出席者中の市側の出席者名も同様である。また、相談年月日、時間、相談場所については、個人識別情報ではなく、当該記録簿の成立の真正さを担保するためにも開示すべきである。出席者－「相手方」欄の、肩書は、個人識別情報とまではいえないため開示すべきである。

よって、「地権者相談記録簿」を全面黒塗りとした平成 29 年 1 月 25 日付け部分開示決定は取り消しを免れない。

2) ハについて

非開示とされたのは、

- a 代位登記嘱託書 2 通中の、いずれも義務者住所氏名、
- b 登記原因証明情報および登記承諾書 4 通中の、いずれも、承諾者の住所・氏名、押印の印影および捨印の印影
- c 登記事項証明書中の登記事項全て、後見との表示
- d 印鑑登録証明書 4 通中の、いずれも、登録印鑑の印影、登録者の個人名、生年月日、

性別、住所、ならびに印鑑登録証明書の証明者の肩書と氏名、自治体の印影、および平成20年1月24日発行の印鑑登録証明書について、証明自治体のマークである。非開示の理由は、情報公開条例6条2号及び4号である。

以下、順次判断する。

① a、bについては、非開示部分は個人識別情報であり、非開示は妥当である。

② cについて、成年後見の登記事項証明書は、その入手申請者が制限されている文書であり、誰でも閲覧できる文書ではない。登記事項中、「後見開始の裁判」の表示の各項目の右側に記載された部分、成年被後見人の表示の各項目の右側に記載された部分、成年後見人の表示中の各項目の右側に記載された部分は、個人識別情報に当たるため、非開示は妥当である。

しかし、後見開始の裁判、成年被後見人、成年後見人の各表示、それぞれの各項目自体は、個人が識別されない以上、個人情報ではない。また、後見の登記事項証明書であることも非開示とする理由はない。

よって、これらを黒塗りにした点は取り消されるべきである。

③ dについて

登録印鑑の印影、登録者の個人名、性別、生年月日、住所は、個人情報であるから非開示となるのは当然であるが、証明者は、いずれも自治体の代表者であり、その肩書き、氏名、自治体の印影を開示しても、登録者の個人の識別には至らない。よって、証明者について、その肩書き、氏名、自治体の印影を黒塗りにした点は取り消されるべきである。証明自治体のマークも非開示とする理由はないから取り消されるべきである。

第5 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年1月19日	・審査請求諮問書受理
1月24日	・実施機関に対し理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
1月30日	・実施機関から理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
2月3日	・審査請求人に対し意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
2月22日	・審査請求人から意見書及び意見陳述の希望を受理
2月22日	・書面審理 ・審査請求人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
3月17日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	福 井 悦 子	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授
委 員	板 垣 謙 太 郎	弁 護 士